議案第11号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和6年2月26日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提案理由

史跡通法寺跡に係る整備計画の策定、保全、管理、整備、活用等に関する調査、審議等を行う羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会を設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

 令和
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)の一部を次のよう に改正する。

別表中

Γ

羽曳野市史跡古市古	史跡古市古墳群整備計画についての審議等に関
墳群整備検討委員会	する事項

」を

Γ

羽曳野市史跡古市古	史跡古市古墳群整備計画についての審議等に関
墳群整備検討委員会	する事項
羽曳野市史跡通法寺	史跡通法寺跡整備計画についての審議等に関す
跡整備検討委員会	る事項

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
 - (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市 条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

羽曳野市史跡古市古墳	日額	20,000円	上記に同じ
群整備検討委員会委員			

」を

Γ

羽曳野市史跡古市古墳		日額	20,000 円	上記に同じ
群整備検討委員会委員				
羽曳野市史跡通法寺跡	学識経験者	日額	20,000円	上記に同じ
整備検討委員会委員	その他の委員	日額	7,000円	

」に

改める。

史跡古市古墳群整備計画についての審議等に関 担任する事務 Щ する事項 教育委員会の附属機関 羽曳野市史跡古市古 墳群整備検討委員会 附属機関の名称 別表(第2条関係) 省略 省略 省略 <u>史跡通法寺跡整備計画についての審議等に関する事項</u> 史跡古市古墳群整備計画についての審議等に関 担任する事務 新旧対照表 辫 する事項 執行機関の附属機関に関する条例 教育委員会の附属機関 羽曳野市史跡古市古 羽曳野市史跡通法寺 墳群整備検討委員会 附属機関の名称 別表(第2条関係) 省略 金略

費用弁償の額 上記に同じ 20,000 円 報酬の額 日額 Щ 羽曳野市史跡古市 古墳群整備検討委 区分 員会委員 金幣 省略 別表 新旧対照表 費用弁償の額 上記に同じ し記に同じ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 7,000 円 20,000 円 20,000 円 報酬の額 日額 日額 日額 その他の委員 学觀経験者 羽曳野市史跡通法 羽曳野市史跡古市 古墳群整備検討委 寺跡整備検討委員 区分 員会委員 小<u>林</u> 省略 省略 別表